

令和7年度生コン割増運賃対象地域図

注意: 運搬加算については、実際の取引に基づき単価決定しているため、取引実態のない路線は単価設定されていない。

- 国中1: 中北建設事務所管内(峡北支所管内、南アルプス市は除く)、峡東建設事務所管内のうち崖吹市の区域とする。
 国中2: 峡東建設事務所管内のうち平州市、山梨市の区域とする。
 国中3: 峡南建設事務所管内のうち林道南アルプス線沿線を除いた区域とする。
 国中4: 中北建設事務所峡北支所管内とする。
 国中5: 中北建設事務所管内のうち南アルプス市の区域とする。なお、林道南アルプス線沿線については、国中5とする。
 郡内1: 富士・東部建設事務所吉田支所管内のうち西桂町、連志村を除いた区域とする。
 郡内2: 富士・東部建設事務所管内のうち大月市、上野原市、都留市、富士・東部建設事務所吉田支所管内のうち西桂町、連志村の区域とする。
 小菅: 富士・東部建設事務所管内のうち小菅村の区域とする。
 丹波山: 富士・東部建設事務所管内のうち丹波山村の区域とする。

